

学校職員の懲戒処分(速度違反による戒告)の実施件数

北海道教育委員会では、「懲戒処分の指針」に基づき、他の違反(飲酒、無免許、人身傷害など)を伴わない、時速30km以上40km未満(高速道路では時速40km以上45km未満)の速度違反を犯した職員に対しては、特段、加重又は軽減すべき事由がない場合、「戒告」の懲戒処分を行っています。
この場合の、学校職員の処分件数は次のとおりとなっていますので、公表します。

【令和7年度(2025年度)】

実施月 学校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小						1				1		1	3
中				1		3	1	1					6
高	1		1			1		1		1		1	6
特													0
その他													0
計	1	0	1	1	0	5	1	2	0	2	0	2	15

<参考>

【令和6年度(2024年度)】

実施月 学校種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
小				1		1		1					3
中	1							2	2	3		2	10
高				1							2		3
特							1				1		2
その他													0
計	1	0	0	2	0	1	1	3	2	3	3	2	18

(注)「実施月」とは、処分を実施した月

「その他」とは、義務教育学校及び中等教育学校